

和歌山県不登校児童生徒の教育機会の確保のための 施策の推進に関する条例骨子案

（目的）

第1条 この条例は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、学校及び県民の役割を明らかにするとともに、不登校児童生徒の教育機会の確保のための施策について基本となる事項を定めることにより、不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進し、もって不登校児童生徒の将来における社会的自立に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
- （2） 児童生徒 学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- （3） 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- （4） 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。

（基本理念）

第3条 不登校児童生徒の教育機会の確保は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- （1） 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な人間関係の構築並びにいじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校運営を図ること。
- （2） 不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すこと。
- （3） 不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援すること。
- （4） （1）から（3）に掲げる事項が、県、市町村、学校、児童生徒の保護者及びその他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村の役割）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、不登校児童生徒の教育機会の確保に関し、県と連携しつつ、当該市町村の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（学校の役割）

第6条 学校は、基本理念にのっとり、個々の不登校児童生徒の状況の継続的な把握並びに不登校児童生徒の教育機会の確保のために必要な取組の推進に努めるものとする。

（県民の役割）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、不登校児童生徒への支援が学校のみならず学校以外の多様な場において、当該不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して行われるものであることについて理解を深めるよう努めるものとする。

（基本方針）

第8条 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項
- （2） 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項
- （3） その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を効果的に実施するため、必要があると認めるときは、基本方針を変更することができる。

（情報の提供等）

第9条 県は、不登校児童生徒及びその保護者が当該不登校児童生徒の状況に応じた教育を適切に選択できるよう、県、市町村及びその他の関係者が行う不登校児童生徒に対する支援に関する情報を集約して提供する等の必要な措置を講ずるものとする。

（県民の理解の促進）

第10条 県は、広報活動等を通じて、不登校児童生徒の教育機会の確保の重要性について県民の理解を深めるよう、必要な措置を講ずるものとする。